明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

8　空港運営安全企画調整官は、命を受けて、空港等の運営に係る安全性の向上に関する特定事項についての企画、分析、調整及び指導に関する事務（空港施設安全企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9　空港保安防災企画官は、空港等の管理のうち次に掲げる事項に関する対策についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（航空ネットワーク部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等内の秩序の維持

二　空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故

三　空港等における災害

10　航空保安国際業務推進官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係る国際的な基準に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

11　航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪（次号において「航空に関する犯罪」という。）に資する情報の収集及び分析並びにこれらに基づく評価に関すること。

二　航空に関する犯罪の防止のための関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

12　航空保安監査官は、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止に係る措置の実施に関する監査に関する事務をつかさどる。

13　空港保安防災教育訓練センターは、次に掲げる事項に関する対策についての知識及び技能を習得させるための講習の実施に関する事務をつかさどる。

一　空港等内の秩序の維持

二　空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故

三　空港等における災害

14　空港保安防災教育訓練センターは、大村市に置く。

15　空港保安防災教育訓練センターに、所長を置く。

（航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センター）

第百二十八条　交通管制企画課に、航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。

2・3　（略）

（削る）

4～14　（略）

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

第百三十条　（略）

2～18　（略）

19　第十七項に規定するもののほか、飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席飛行検査官とする。

20　（略）

（航空交通国際業務室、航空灯火・電気技術室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センター）

第百二十八条　交通管制企画課に、航空交通国際業務室、航空灯火・電気技術室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官それぞれ一人並びにシステム開発評価・危機管理センターを置く。

2・3　（略）

4　航空灯火・電気技術室は、次に掲げる事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　国土交通大臣の設置する航空灯火その他の電気施設及び昼間障害標識に関すること（航空灯火の整備に関する基本的な計画に関することを除く。）。

二　航空灯火及び昼間障害標識の設置及び管理の監督に関すること。

三　類似灯火の制限に関すること。

5　航空灯火・電気技術室に、室長を置く。

6～16　（略）

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

第百三十条　（略）

2～18　（略）

19　第十七項に規定するもののほか、飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者三人を次席飛行検査官とする。

20　（略）